

# 兵庫県公報

平成24年8月3日 金曜日 第2411号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成24年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	11
○同 上（同）	12
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	13
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	13
公 告	
○二級河川八家川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	14
○二級河川千種川水系加里屋川河川整備計画の策定（同）	14
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○落札者等の公示（管理課）	14
辞 令	
○藤野 亮司	15

## 告 示

### 兵庫県告示第1017号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成24年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時  
平成24年10月12日（金）午前10時から正午まで
- 試験場所  
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 3階会議室304
- 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000002.html)）、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課及び各県民局商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円分の切手を貼り、宛先を明記したもの

(2) 受付期間

平成24年9月3日（月）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成24年9月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり企画係

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成24年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり企画係

電話 (078) 341-7711 内線2245

(078) 362-4159 (直通)



兵庫県告示第1018号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 上滝土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	吉竹寛二	丹波市山南町上滝1179番地
同	村上鷹夫	同 市山南町下滝384番地
同	友井正	同 市山南町上滝243番地
同	森田宇一郎	同 市山南町下滝438番地
同	大野重幸	同 市山南町上滝841番地
同	吉竹勉	同 市山南町上滝1218番地
同	大前勝次	同 市山南町上滝632番地
同	西垣義美	同 市山南町阿草49番地
同	若林作巳	同 市山南町上滝1889番地
同	大野章	同 市山南町上滝795番地

同	若 林 一 良	同	市山南町上滝969番地
同	村 上 正	同	市山南町上滝1085番地
同	森 田 義 和	同	市山南町下滝436番地 1
同	永 井 良 和	同	市山南町下滝92番地 2
同	松 原 正 和	同	市山南町下滝247番地 5
監 事	桐 林 正 明	同	市山南町阿草17番地
同	森 田 衛 輝	同	市山南町下滝449番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

吉 竹 寛 二

大 前 勝 次

永 井 正

吉 竹 勉

若 林 作 巳

若 林 一 良

村 上 正

岡 田 孝 司

山 崎 義 孝

永 井 幸 一

村 上 鷹 夫

森 田 義 和

森 田 宇 一 郎

永 井 良 和

松 原 正 和

桐 林 正 明

若 林 元 信

森 田 衛 輝

住 所

丹波市山南町上滝1179番地

同 市山南町上滝632番地

同 市山南町上滝200番地

同 市山南町上滝1218番地

同 市山南町上滝1889番地

同 市山南町上滝969番地

同 市山南町上滝1085番地

同 市山南町上滝248番地 2

同 市山南町上滝843番地

同 市山南町阿草960番地

同 市山南町下滝384番地

同 市山南町下滝436番地 1

同 市山南町下滝438番地

同 市山南町下滝92番地 2

同 市山南町下滝247番地 5

同 市山南町阿草17番地

同 市山南町上滝296番地

同 市山南町下滝449番地

2 下三井庄土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

岡 田 康 雄

濟 木 幸 夫

上 畑 正 美

畑 博 太

石 田 政 博

松 岡 秀 美

高 見 広 幸

住 所

丹波市春日町下三井庄699番地

同 市春日町下三井庄1137番地 1

同 市春日町下三井庄1013番地

同 市柏原町田路131番地 1

同 市春日町下三井庄41番地

同 市春日町下三井庄1085番地 1

同 市春日町下三井庄35番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

岡 田 康 雄

岡 田 良 昭

岡 田 加 津 代

畑 憲 幸

上 畑 正 美

上 畑 敏 宏

山 内 治 郎

住 所

丹波市春日町下三井庄699番地

同 市春日町下三井庄706番地

同 市春日町下三井庄972番地 1

同 市春日町下三井庄1161番地

同 市春日町下三井庄1013番地

同 市春日町下三井庄1000番地

同 市春日町上三井庄96番地

3 幡多土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名

秦 順 一

住 所

南あわじ市榎列上幡多229番地



**兵庫県告示第1019号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字大畑ケ619、623
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1020号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字高風呂627、628、628の1、629
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1021号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字中ノ谷579、581
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1022号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区原字大畑ケ605から608まで、村岡区味取字赤谷636から640まで、642、643

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1023号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区長瀬字大谷99から104まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1024号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字広久1309の1、1309の2、1310の2、1310の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1025号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字広久1310の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1026号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字大畑1312の1、1319の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1027号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町岡区山田字大畑1319の2から1319の5まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1028号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区大谷字一日市谷558の1、558の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1029号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区大谷字一日市谷558の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1030号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町新郷字赤井92の5・92の7・92の8・92の45から92の48まで・92の50・92の52・92の54(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、92の9から92の44まで、92の49、92の51、92の53、92の55、92の83、92の84、92の88、92の91、92の97、92の98、92の104
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1031号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次



のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町伊佐口字長尾谷1030の4、1030の10、1030の11
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1032号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町伊佐口字長尾谷1030の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長尾谷1030の1（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1033号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町大名字小野原2050の1、2050の4、2050の25
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1034号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市青垣町大名草字三国ヶ嶽2074の2、2074の5、2074の6、2074の8から2074の10まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1035号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市青垣町稲土字奥山2255の125

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹

波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1036号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町稲土宇奥山2255の4（次の図に示す部分に限る。）、2255の7、2255の129
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1037号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キャタピラージャパン株式会社明石事業所  
明石市魚住町清水1106番地4  
執行役員明石事業所長 前 畑 秀 和
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キャタピラージャパン株式会社明石事業所  
明石市魚住町清水1106番地4
  - (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能	力	コントロールバルブボディ・再生ブロック 79台／日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分、20時～翌5時 16時間
使用時間の季節的変動の概要		なし

	区 分	通 常	最 大
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8.6	9.3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	750	1,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	600	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	725	725
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	236	236
	ほ う 素 含 有 量 (単位 mg/L)	219	219
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	200	200
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	2.305

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 8 月 3 日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1038号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地  
工場長 名古屋 守
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号口 ろ過施設
能	力	167L
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後

工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後18日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5～8	5～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000	10,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	2,800	3,000
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	5.85	5.85	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年8月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年8月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 田井中広瀬線	宍粟市山崎町矢原字上垣内256番1から 同 市山崎町高所字上土井399番まで	旧	4.0から 21.0まで 10.0から 23.0まで	2,741.0 2,657.0	一部 予定地
		新	10.0から 24.0まで	2,657.0	



兵庫県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年8月6日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 8 月 3 日から 2 週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 名 坂 宍 粟 線	宍粟市山崎町中字山根336番 2 から 同 市山崎町中字下河原334番 1 まで	新	5.0から 17.0まで	241.0	終点 変更

公 告

二級河川八家川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川八家川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び中播磨県民局姫路土木事務所において公表する。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



二級河川千種川水系加里屋川河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川千種川水系加里屋川に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び西播磨県民局光都土木事務所において公表する。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
宍粟市山崎町中井字志水ヶ坪87番の一部、88番、89番の一部、87番地先里道、87番地先水路  
同 市山崎町中井字泉ヶ坪125番の一部、126番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
宍粟市山崎町千本屋213番地  
株式会社長田GH 代表取締役 長 田 博
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年 4 月11日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－2号（24宍粟）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 8 月 3 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
議会LAN用サーバ及びパソコン等 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年6月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社関西法人支店 大阪市西区靱本町1-11-7
- 5 落札金額  
371,700円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年5月15日

## 辞 令

平成24年7月14日付

藤 野 亮 司

兵庫県収用委員会委員に任命する